保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項及び次第十五条の三 研究所は、厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項をに規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項をであた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確定が、基金の設置等)	2 (略)業務を行うこと。	(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲)	改正案
(新設)	2 (同上)	(業務の範囲) 第十五条 (同上) 一・二 (同上) (新設) 三〜六 (同上)	現

た補助金をもってこれに充てるものとする。 条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受け

- を補助することができる。

 夕 政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、基金に充てる資金
- 3 厚生労働大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の活るのとする。
- 国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他

(区分経理)

ればならない。
は、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなけ第十五条の四 研究所は、前条第一項の規定により基金を設けた場合に

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

る。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁二号及び第三号の規定により研究所が交付する助成金について準用す年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十

(新設)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるの二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十

盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。 【各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、回とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

業務を除く。)のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めるこ時主でに掲げる業務並びに第一号及び第二号に掲げる業務に附帯する場までに掲げる業務並びに第一号及び第二号に掲げる業務に附帯する。 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じる第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じる

2 (略)

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

り中長期目標(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)を定め、第二十一条 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定によ

又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関

の長に協議しなければならない。

| 2 | 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期

理事長」と、 中 第一項及び第二 栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。 の長」とあるのは は 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、 「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、 「国の会計年度」とあるのは 同法第二条第一項及び第四項、 垣、 「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の 第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは 「国立研究開発法人医薬基盤・健康 第七条第二項、第十九条 同法第十四条 「各省各庁

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。 おそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、おそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じる

2 (同上)

(新設)

第二十二条削除	(削る)
第二十一条(同上)(国家公務員宿舎法の適用除外)	第二十二条(略)(国家公務員宿舎法の適用除外)
	おはならない。
	は、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなけは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなけ計画(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)の認可をするとき

一〜四十一(略)	資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することがい。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定	2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができな	第三百四十八条 (略)	(固定資産税の非課税の範囲)	2 · 3 (略)	務の用に供する不動産で政令で定めるもの	号)第十五条第一項第四号から第六号まで又は第二項に規定する業	発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五	三十九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開	一~三十八 (略)	該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。	当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当	第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ	(用途による不動産取得税の非課税)	改正案
一~四十一 (同上)		2 (同上)	第三百四十八条 (同上)	(固定資産税の非課税の範囲)	2 · 3 (同上)	務の用に供する不動産で政令で定めるもの	号)第十五条第一項第三号から第五号まで又は第二項に規定する業	発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五	三十九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開	一~三十八 (同上)			第七十三条の四 (同上)	(用途による不動産取得税の非課税)	現行

3 \ 10 四十三~四十五 四十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開 固定資産で政令で定めるもの くは第四号から第六号まで又は第二項に規定する業務の用に供する 発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若し (略) 略) 3 \ 10 四十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開 四十三~四十五 発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若し 固定資産で政令で定めるもの くは第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する (同上) (同上)

を設けて整理しなければならない。 第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定 第一(区分経理)	2~5 (略) 2.	治 律 (4	二十一 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進	一~二十 (略)	第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 第:	(業務の範囲)	附則	第四章・第五章 (略)	第三章 業務等(第十一条―第十九条の二)	第一章・第二章 (略)	目次	改正案
第十二条 (同上) (区分経理)	2~5 (同上)		(新設)	- < 二十 (同上)	第十一条 (同上)	(業務の範囲)	附則	第四章・第五章 (同上)	第三章 業務等(第十一条—第十九条)	第一章・第二章 (同上)	次	現行

_ __ (略)

項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号 属鉱物に係るものに限る。 号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務 二十一号に掲げる業務 る業務 口に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。) (同号ロに掲げる船舶の貸付けに限る。 第十一条第一 前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げ (金属鉱物に係るものに限る。)、 項第一号に掲げる業務 (第六号に掲げるものを除く。 並びにこれらに附帯する業務、 (金属鉱物に係るものに限り 同項第九号に掲げる業務 同項第十四号、 同条第二 第十七 同項第 **金**

匹• 五. 略

規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。) 第十一 条第 項第二十 号に掲げる業務 (第十九条の 第 項に

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十二条の二 第二項、 属鉱物資源機構の理事長」と、 準用する。この場合において、 項第七号及び第二十一号の規定により機構が交付する助成金について 三十年法律第百七十九号) 省各庁」とあるのは 「各省各庁の長」とあるのは 第十九条第一項及び第二項、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 の規定 同法 同法第二条第一項及び第四項、 (罰則を含む。)は、第十一条第 「独立行政法人石油天然ガス・金 (第二条第七項を除く。) 中 第二十四条並びに第三十三条中 第七条 (昭 和 各

(同上)

号口に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。 二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務 属鉱物に係るものに限る。 号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務 る業務 第十一条第一項第一号に掲げる業務 (同号ロに掲げる船舶の貸付けに限る。 前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げ (金属鉱物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務 (金属鉱物に係るものに限 同項第九号に掲げる業務 同項第十四号、 (同条第一 項第九 第十七 同条第 **金**

五. (同上)

(新設

第十二条の二 、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 韶 和

のは 場合において、 庁の長」とあるのは 項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この 三十年法律第百七十九号)の規定 条第一項及び第二項、 \mathcal{O} 理事長」 「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、 ٤ 同法 同法第二条第一 (第二条第七項を除く。 「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるの 項及び第四項、 (罰則を含む。) 中 第七条第二項、 「各省各庁」とある は、 第十一条第一 「各省各 第十九

ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。 同法第十四条中 国」とあるのは 「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と 「国の会計年度」とあるのは 「独立行政法人石油天然

は

中

(安定供給確保支援基金の設置等)

第十九条の二 供給確保支援基金」という。) する中期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場 た補助金をもってこれに充てるものとする。 に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項において「安定 合には、 経済施策を一 機構は、 体的に講ずることによる安全保障の確保の推進 経済産業大臣が通則法第二十九条第 を設け、 次項の規定により交付を受け 一項に規定

2 金に充てる資金を補助することができる。 政府は、 予算の範囲内において、 機構に対し、 安定供給確保支援基

3 補助金の全部又は 用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、 るものとする。 があると認めるときは 確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準 経済産業大臣は、 部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ず 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の 機構に対し 前項の規定により交付を受けた 必要

4 国庫納付金に関し必要な事項は 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他 政令で定める。

(中期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

資源機構の事業年度」と読み替えるものとする 「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」 「国の会計年度」とあるのは 「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物 と 同法第十四

条

(新設)

第二十三条 削除	(削る)
第二十二条 (同上)	第二十三条(略)
(主務大臣等)	(主務大臣等)
	ない。
	かじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければなら
	定供給確保支援業務に係る部分に限る。)の認可をするときは、あら
	2 経済産業大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(安
	協議しなければならない。
	更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に
	期目標(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)を定め、又は変
(新設)	第二十二条 経済産業大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中

(附則第八条関係)

経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の金に充てる資金を補助することができる。	政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。	第二項において「安定供給確保支援基金」という。)を設け、次項のの推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項及ひ次条		現定する中長期目票とおいて安定共命権呆女爰業务こ関する事項を定 第十六条の六 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に (新設)	(安定供給確保支援基金の設置等)	に限る。以下「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。	確保支援業務(同条第二項の規定による指定	関する法律(令和四年法律第 号)第四十二条第一項に規定す	〜十四 (略) 一〜十四	第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 第十五条	(業務の範囲) (業務の範囲)	改 正 案
									(同上)	(同上)	囲)	現 行

補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずがあると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準

国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他

るものとする。

(区分経理)

第十七条 (略)

それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。 供給確保支援基金を設けた場合には、これらに係る業務については、の規定により特定公募型研究開発業務基金、特定半導体基金又は安定の規定により特定公募型研究開発業務基金、特定半導体基金又は安定の規定により特定公募型研究開発業務基金、特定半導体基金又は安定

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 年法律第百七十九号)の規定 する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは 用する。 る。)、第十二号 第五号、 第十四号及び第十五号の規定により機構が交付する補助金について準 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 この場合において、 第十号 (非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限 (福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。) \ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関 (罰則を含む。)は、 第十五条第三号、 (昭和三十 国立

(区分経理)

第十七条

(同上)

これらに係る業務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しな特定公募型研究開発業務基金又は特定半導体基金を設けた場合には、2 機構は、第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項の規定により

ければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

とする。 新エネルギー Ł, 第十九条第一項及び第二項、 発機構の理事長」と、 の長」とあるのは 研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」 あるのは 同法第十四条中 「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構_ 産業技術総合開発機構の事業年度」 「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開 「国の会計年度」とあるのは 同法第二条第一項及び第四項、 第二十四条並びに第三十三条中 「国立研究開発法人 と読み替えるもの 第七条第二項、 と 「各省各庁 「国」と

(中長期 目 標等に関する内 | 閣総理大臣等との協議)

第 十 一条 経済産業大臣は 通則法第三十五条の四第 項の 規定によ

(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。

を定め

り中長期目標

又は変更するときは、 あらかじめ 内閣総理大臣その他関係行政機関

の長に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は 通則法第三十五条の五第 項の規定による中長期

計 画 (安定供給確保支援業務に係る部分に限る。 0 認可をするとき

は、 あらかじめ]閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなけ

ればならない。

(機構の解散時における残余財産の分配

第 一十二条 略

(国家公務員宿舎法の適用除外)

るのは 十四条中 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第 事長」と、 人新エネルギー・産業技術総合開発機構」 項及び第一 産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。 「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理 「国の会計年度」とあるのは 同法第二条第一項及び第四項、 互項、 第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは 「国立研究開発法人新エネルギ と 第七条第二項、 「各省各庁の長」 第十九条第 とあ

(新設)

、機構の解散時における残余財産の分配

第二 十 一条 (同上)

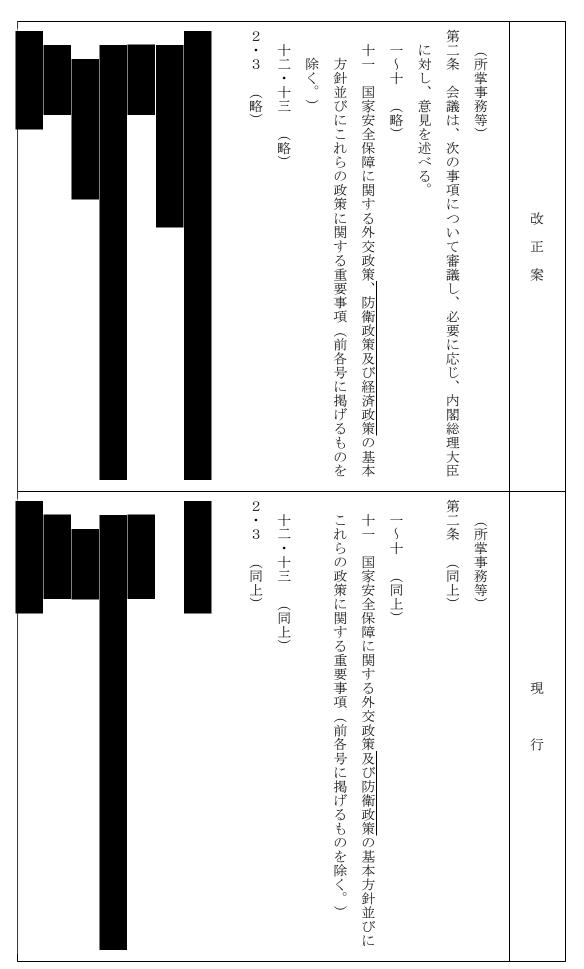
(国家公務員宿舎法の適用除外)

(削る)	第二十三条
	略)
第二十三条削除	第二十二条 (同上)

(附則第九条関係)

=	
d 山 第	3
第十六条 (略)	第十六条 (同上)
2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 (同上)
一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国	一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国
の安全保障(第二十一条第三項において「国家安全保障」という。	の安全保障(次号及び第二十一条第三項において「国家安全保障」
)に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれ	という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれら
らの政策に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの並	の政策に関する重要事項に関するもの(危機管理に関するもの、内
びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)	閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するもの並びに次号に掲げるも
	のを除く。)
(削る)	二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国
	家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等
	における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(
	令和三年法律第八十四号)に基づく重要施設の施設機能及び国境離
	島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本
	方針に関するもの
二 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)第十二	三 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)第十二
条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保	条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保
障会議の事務	障会議の事務
三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に	四 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に

提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又	提供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又
は情報を総合して整理する事務	は情報を総合して整理する事務
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
5 前条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準	5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長につい
用する。	て準用する。
6 · 7 (略)	6 · 7 (略)



(傍線部分は改正部分)

特 基 す	済	一〜二十七の七 (略) そだw どに排じる事務を一かさとる		2 (略)	に関する事項	的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策	に関する法律(令和四年法律第 号)に基づく経済施策を一体	三十二 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進	一一~三十一(略)	五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。	総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第	の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに	第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策	(所掌事務)	改正案
		一〜二十七の七 (同上)	3 (同上)	2 (同上)				(新設)	一~三十一 (同上)				第四条 (同上)	(所掌事務)	現行